

第8回トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会議事録

日時： 平成30年1月30日（火） 14:00～16:00

場所： 自動車総合会館 4階会議室

出席： 別添出席者名簿のとおり

I. 開会

山梨労働局長・木幡氏あいさつ

木幡委員

皆様こんにちは。

改めまして、今回より参加させていただくこととなりました、山梨労働局の木幡でございます。どうぞよろしくお願ひします。

委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、第8回トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より皆様方におかれましては、労働行政の推進にご理解ご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご案内のとおり、労働時間是正を軸とします労働働き方改革は、人口減少社会を見据えた生産性向上、人材の育成、そして人手不足を解消するための喫緊の課題でございます。政府をあげて取り組みを進めているところでございます。

一概に働き方改革と言っても、業種により取り組み課題も取り組み手法も異なっております。そして、当運輸事業に関しましては、他の業種にも増して困難を伴うこと、もちろん認識しているところでございます。

それは、労働時間の管理の問題、困難さであります。また、運輸事業者の皆様のみでは解決できない、荷主の皆様を交えた、取引環境の改善に踏み込んだ課題の解決を要する、という意味での困難さでございます。

本協議会では課題・問題点を明るみにし、その解決を実証するためのパイロット事業を柱としまして、関係者の知恵を結集すべくスタートしたものでございますが、すでに昨年度の協議会の成果につきましては、官邸が主催する中央の生産性向上国民運動推進協議会においても、総理大臣自ら紹介されるという形で注目をあびたところでございます。

引き続き、本年度においても第二弾のパイロット事業を進めることとなり、今般その事業案をお示しする準備が調ひまして、ご議論いただくこととなりました。

事業に参加いただけることとなりました事業者・企業の皆様のご協力を心より感謝申し上げますとともに、皆様の事業参加によって得られた成果が、そして当協議会での皆様のご議論が、山梨県のみならず日本の運送事業における労働環境の改善につながり、ガイドラインの策定、運送事業における生産性向上、そして人材の確保など人手不足の解決として成果に結実することを期待するものでございます。

本日お示しするパイロット事業案について、是非とも皆様から忌憚りの無いご意見を頂戴し、より良い事業に作り上げていくことをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

たきます。
本日はどうぞよろしくお願いたします。

関東運輸局・森高部長あいさつ

森高部長

ただいまご紹介いただきました関東運輸局自動車交通部長の森高と申します。
本日、局長の河田が所用のため、代理で出席させていただいております。
本日はお忙しい中、皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
この地方協議会の関東各都県、設置してもう3年が経過します。そしてパイロット事業も2年経過したところでございます。先ほど木幡労働局長からもございましたが、昨年山梨県で実施したパイロット事業が非常に高い評価をいただいたというところ。こういった事業を今年も引き続きやっていければと考えておるところでございます。
本協議会の資料を事前に目を通させていただいて、今回は賞味期限のある「食品」を扱うということでございます。実を言いますと、私も公務員になる前の10年間、Doleというバナナやパイナップルを取扱っている会社におりました。そこで営業と産地開発などをやっております、バナナや野菜などの非常に賞味期限が早い食品を扱っていたものですから、センターへの配送などといったところも非常に温度管理の面が厳しく、食品というのは少数多頻度輸送の典型で、納品時間やリードタイムなど非常に厳しい条件の中やっていかないといけないというのを肌身感じてわかっておったところですので、食品という輸送の中でも非常にクレームの出やすい、難しい分野にチャレンジされるということで、私も価値が高いと思いますし、自分の様々な経験を踏まえ、今日は意見を言わせていただくこともあるかと思っておりますので、是非よろしくお願申し上げます。
本協議会では、忌憚の無いご意見を頂戴できればと思っております。
どうぞよろしくお願いたします。

II 議題

1. パイロット事業の対象集団について

資料1に基づき事務局より説明

2. パイロット事業の実証実験プランについて

資料2に基づき(株)富士通総研・沖原様より説明

田草川委員	拘束時間を縮めるために高速道路を利用されているということですが、区間というのは全区間、例えば「山梨から出て千葉までの特定の区間」というように、きちんと決められているのか、または、その区間よりも短く設定されているのかどうか、そこが少々気になったので。
沖原様	これは私が答えるべきか微妙ではあるのですが、自己診断チェックリスト、あるいはヒアリングさせていただいた時に、きちんとしたルールがあると聞いております。 具体的に「何キロメートル以上」であるとか、詳細は私のほうでは確認をさせていただいてない状況です。
田草川委員	ありがとうございます。 それによっても恐らく拘束時間は縮まってるだろうと。 この委員会でも、拘束時間の短縮には「高速道路」というのはキーワードになるということで、再三に渡り運輸労連の立場として考えを持ち合わせていましたので、ちょっと聞いてみました。
沖原様	一応、私のほうでも荷主と運送事業者を確認させていただき、結果について事務局へ報告しておきます。 もし、ここで公開可能とのご了承が荷主と運送事業者から得られれば、別途情報を流させていただきます。

3. 今後の進め方について

資料3に基づき事務局より説明。

4. その他

資料4について関東運輸局自動車交通部貨物課・尾林課長より説明。

III 閉会